

## 議案第73号

佐野市奨学金貸与条例の制定について  
佐野市奨学金貸与条例を次のように定めます。

令和元年9月6日提出

佐野市長 岡部正英

### 佐野市奨学金貸与条例

佐野市奨学金貸与条例（平成17年佐野市条例第89号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、教育の機会均等の趣旨に基づき、経済的理由により修学が困難な者に奨学金を貸与することにより広く人材を育成し、もって本市の教育の進展を期することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「奨学金」とは、市が貸与する学資をいう。

2 この条例において「奨学生」とは、市が奨学金を貸与する者をいう。

（奨学金の財源）

第3条 奨学金の財源は、市費、育英事業の財源に充てるため設置した基金及びその基金の運用から生ずる収益並びに奨学金の償還金及び返還金をもって充当するものとする。

（貸与資格）

第4条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）奨学金の貸与を受けようとする者の保護者が、次条の規定による申請をする日において1年以上市の住民基本台帳に記録されていること。
- （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等専門学校（第4学年及び第5学年の部分に限る。）、大学（大学院を除く。）又は専修学校に在学し、又は入学しようとする者であること。
- （3）経済的な理由により修学が困難であること。
- （4）確実な連帯保証人を立てることができること。
- （5）この条例による奨学金以外の奨学金の貸与又は給付を受けていない

こと。

(申請)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、教育委員会規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

(奨学金の額)

第6条 奨学金の額は、月額5万円以内とする。

(貸与の期間)

第7条 奨学金の貸与の期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 入学する学校の正規の修業期間の当初から奨学金の貸与を受ける者  
その入学する学校の正規の修業期間の当初の月から終了する月までの間
- (2) 在学する学校の第2学年以降から奨学金の貸与を受ける者 奨学金の貸与を希望する年度の4月からその在学する学校の正規の修業期間の終了する月までの間

2 前項各号に規定する期間において疾病その他正当な理由により休学をした期間がある場合は、同号に規定する期間を、当該休学をした期間に相当する期間延長することができる。

(奨学生の決定)

第8条 奨学生は、予算の範囲内において市長が決定する。

(奨学金の貸与の停止等)

第9条 市長は、奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を停止し、又は廃止する。

- (1) 退学したとき。
- (2) 奨学金を必要としない事由が生じたと認められるとき。
- (3) 休学又は転学の事由が適当でないと認められるとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨学生として適当でないと認められるとき。

(奨学金の償還)

第10条 奨学金は、奨学生が学校を第7条に規定する期間に相当する期間をもって卒業した日以降における最初の10月から当該奨学生が当該奨学金を受けた期間の4倍に相当する期間内に、月賦、半年賦又は年賦により償還しなければならない。

2 前項の規定は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合に準用する。この場合において、同項中「奨学生が学校を第7条に規定する期間に相当する期間をもって卒業した日以降における最初の10月」とあるのは、第1号の場合にあっては「第7条に規定する期間の末月から起算して6月を経過した月」と、第2号の場合にあっては「奨学生が学校を退学し、又は奨学金を辞退した日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月」と読み替えるものとする。

(1) 第7条に規定する期間を満了したとき。

(2) 疾病その他正当な理由により退学し、又は奨学金を辞したとき。

(奨学金の償還の繰下げ)

第11条 前条の規定にかかわらず、同条の規定による奨学金の償還は、奨学生又は奨学生であった者からの願い出により、その始期を6月繰り下げることができる。

(奨学金の返還)

第12条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与した奨学金を直ちに返還させるものとする。

(1) 退学したとき（第10条第2項第2号に規定する事由による退学を除く。）。

(2) 第9条第2号から第5号までに規定する事由により奨学金の貸与を廃止されたとき。

(償還の猶予)

第13条 市長は、学校を第7条に規定する期間に相当する期間をもって卒業した奨学生であった者が上級の学校へ入学したときは、その在学期間について、その者の願い出により、奨学金の償還を猶予することができる。

2 市長は、疾病その他正当な理由により奨学金の償還が困難な者について、その者の願い出により、相当の期間、その償還を猶予することができる。

(延滞金)

第14条 市長は、奨学生であった者が正当な理由がなく奨学金の償還又は返還を延滞したときは、延滞金を徴することができる。

(死亡時の届出)

第15条 奨学生が死亡したとき、又は奨学生であった者が奨学金の償還若しくは返還の完了前に死亡したときは、その連帯保証人又は遺族は、その旨を、教育委員会規則で定める書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

(免除)

第16条 前条の場合において、市長は、その死亡した者に貸与した奨学金の全部又はその一部の償還又は返還を免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐野市奨学金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に決定する奨学生に係る奨学金について適用し、同日前に決定した奨学生に係る奨学金については、なお従前の例による。

理 由

奨学金の貸与資格、金額、償還期間等を見直し、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。